

# 宮城県<sup>けせんぬまし</sup>気仙沼市・本吉郡<sup>もとよしぐん</sup>本吉町<sup>もとよしまち</sup>の合併

## 【新市の概要】

### 1 新市の名称

気仙沼市

### 2 合併の方式

本吉郡本吉町を廃し、その区域を気仙沼市の区域に編入する編入合併とする。

### 3 廃置分合日

平成21年9月1日

### 4 新市の人口、面積

市町村名	住基人口(人) (H20.3.31)	国調人口(人) (H17)	面積(km <sup>2</sup> ) (H19 国土地理院)	人口密度(人/km <sup>2</sup> ) (H20.3.31)
気仙沼市	65,225	66,423	226.67	287.75
本吉町	11,456	11,588	106.70	107.37
気仙沼市	76,681	78,011	333.37	230.02

### 5 合併の特徴

#### (1) 事務所の位置

現在の気仙沼市役所(気仙沼市八日町1丁目1-1)とする。

#### (2) 議会議員の取り扱い

本吉町の議会の議員は、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第9条第1項第2号の規定を適用し、気仙沼市の議会の議員の残任期間に限り、気仙沼市の議会の議員として引き続き在任する。

合併後、最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例等に関する法律第9条第3項の規定により準用される第8条第5項の規定を適用せず、定数を30人と定める。

議 員 定 数	在任特例
現在の各市町ごとの定数	気仙沼市 30人 本吉町 12人
特例中の定数	42人(平成22年4月29日まで)
特例期間後の条例定数	30人

#### (3) 農業委員会の取り扱い

本吉町農業委員会は、合併時に気仙沼市農業委員会に統合する。

本吉町農業委員会の委員の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、気仙沼市農業委員会の委員の残任期間、引き続き気仙沼市農業委員会の選挙による委員として在任する。

合併後、最初に行われる一般選挙における選挙による委員の定数は、20人とする。

合併後、最初に行われる一般選挙における選挙による委員の選挙区は、現行の気仙沼市の2選挙区に加え、合併前の本吉町を区域とする第3選挙区を設置することとし、各選挙区の定数は、第1選挙区6人、第2選挙区6人、第3選挙区8人とする。

(4) 地方税の取り扱い

市民税，固定資産税，軽自動車税，市たばこ税，鉱産税及び特別土地保有税については，気仙沼市の制度に統一する。

入湯税及び都市計画税については，現行のとおり実施する。

(5) 地域自治区

市町村の合併の特例等に関する法律第23条第1項の規定により，合併前の本吉町の区域に「地域自治区」を置くものとする。

平成28年3月31日まで設置する（6年7ヶ月間）。

## 6 合併の経緯

H19.4	本吉町が合併専従職員2人を配置し，合併推進本部を設置
H19.5.30	気仙沼市は本吉町との合併に向けて庁内に「市町村合併研究会」を設置。
H19.6.5	本吉町長が町議会の特別委員会で，「合併方式は編入，協議は対等」，「年度内を目処に法定協議会の設置」の考えを示す。
H19.8.27	気仙沼市長と本吉町長が合同記者会見で，9月議会に法定合併協議会設置に向けた関連議案を提出すると発表。
H19.9.12	本吉町議会で合併協議会設置関連議案を可決
H19.10.2	気仙沼市議会で合併協議会設置関連議案を可決
H19.10.16	「気仙沼市・本吉町合併協議会（法定協議会）」設置
H20.10.22	合併協定書調印式
H20.10.29	合併関係市町の各議会で合併議案を可決
H20.11.4	宮城県知事へ廃置分合の申請書を提出
H20.12.15	県議会で廃置分合議案を可決
H20.12.22	地方自治法第7条第1項の規定により廃置分合決定
H20.12.26	総務大臣へ廃置分合決定の届出
H21.3.3	廃置分合に関する官報告示
H21.9.1	新「気仙沼市」誕生